

<祈りのすすめ>

「あなたはペテロである。そして、わたしはこの岩の上にわたしの教会を建てよう。黄泉の力もそれに打ち勝つことはない。」
(マタイによる福音書第16章18節)

「あなたこそ、生ける神の子キリストです」と告白したペテロを、イエス様は「あなたはさいわいである」と祝福され、「あなたにこの事をあらわしたのは、血肉ではなく、天にいますわたしの父である」とお語りくださいました。

「バルヨナ・シモン」つまり「ヨナの子シモン」という正式な名前による祝福は、信仰の告白が、どれほど大きな祝福であり恵みであることを表します。そしてペテロの告白が神様の働きであるとの言葉は、その告白が確かであり、揺るぎないものであることを保証するものです。

だからこそイエス様は、「あなたはペテロ(岩)である。そして、わたしはこの岩の上にわたしの教会を建てよう」と約束されたのです。

もちろん、ペテロ自身の中には、教会を支える確かさも力もありません。そうではなく、ペテロを選び、招いてくださる神様が確かであり、告白させてくださる神様が真実であるからこそ、その告白は教会の土台たりうるのです。

その確かさは、ペテロが、イエス様の十字架を受け入れることができず、復活を信じることができずに「そんなことがあるはずはございません」と、自分の無理解と不信仰をあらわにし、イエス様を「わきへ引き寄せて、いさめはじめ」て、イエス様から「サタンよ、引きさがれ」と、これもまた最大限の叱責を受けたときにも揺るぎません。

それどころか、ペテロが三度、つまり当時のユダヤ社会においては、取り消すことができない形でイエスを知らないと言い、イエスが主で

あることを否定した時にも揺るぎません。イエスが主であるという事実は、人の不従順や不信仰によって左右されたりはしないのです。

だからこそイエス様は、ペテロの否認の預言に際して、「シモン、シモン、見よ、サタンはあなたがたを麦のようにふるいにかけることを願って許された。しかし、わたしはあなたの信仰がなくならないように、あなたのために祈った。それで、あなたが立ち直ったときには、兄弟たちを力づけてやりなさい」(ルカ 22:31-32)とお語りなることができるのです。

これが、イエスがキリスト、救い主であるということです。イエス様は、私たちの不信仰にもかかわらず、否、不信仰のためにこそ十字架に死んで罪の贖いを成し遂げ、復活して信じない者を信じる者へと変えてくださったのです。

このイエス様の救いのわざの全体を、教会は「イエスは主である」との告白として言い表します。私たちがイエスはキリストであると言い表すとき、私たちは同時に、私たち自身の不従順と不信仰とを言い表しているのです。

キリスト告白は、罪責告白と切り離すことができません。ペテロはピリポ・カイザリヤでのキリスト告白だけではなく、『『鶏が鳴く前に、三度わたしを知らないと言うであろう』』と言われたイエスの言葉を思い出し、外に出て激しく泣くことにおいて、そして、自分が言い表しさえしなければ誰も知ることのなかったはずのこの罪責を言い表すことにおいて、その上にキリストの教会が立つ岩となったのです。

<祈り>

主なる神よ、わたしたちがイエスは主であると言い表すとき、わたしたちはイエス様の十字架によって救われなければならない罪人であることを言い表していることを思い起こさせてください。

(靖国神社問題特別委員会委員・豊島北教会牧師 芳賀繁浩：はがしげひろ)

新シリーズ『いま なぜ 大嘗祭か』を読みなおす（14）

井上 豊(広島長束教会牧師)

Q25 天皇制は「差別の根源」などと言われますが、何が問題なのですか。

A 明治時代に、それ以前の身分制度「士・農・工・商……」を廃止しましたが、これまで特別差別されてきた人々に対しては、「新平民」と呼んで同等の扱いをしようとしてきました。しかし、この「新平民」が新しい差別のもととなりました。そして一方では、皇族・華族・爵位などの公的な新しい特権の差別体制が行われたのです。

戦後になって、憲法は国民主権（一条）とともに、基本的人権を強調し（一一条）、法の下での平等（一四条）を定めました。

ところが、「華族その他の貴族制度は、これを認めない」（一四条二項）と定めつつ、皇位継承のための「皇族」を残しました。これは国民主権を定め、法の下での平等を定めた現憲法において大きな問題点となっています。

また、皇位継承に関しても、「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する」（皇室典範一条）としています。これは明らかに性差別に外なりません（古くは女帝が立ったこともありました）。また、天皇が地方旅行をする場合、精神障害者が外出を禁じられたり、天皇が精神障害者施設を訪問するとき、重度の障害者は天皇の目に触れないようにするなど、障害者の人権を侵害するような出来事が次々に起こっています。さらに天皇の名によって叙勲などが行われ、人の仕事の価値を評価する職業差別が行われています。

キリスト者が、その信仰の立場から、「日の丸」を掲げることがをためらい、「君が代」を歌うことにもためらいを覚えるときに、すぐに「非国民」呼ばわりして排除しようとする差別傾向がすでに現れてきています。これらのことを考えると、天皇制の問題を、神格化・偶像化の問題としてだけでなく、人権の問題としても考えないわけにはいきません。

新Q25-1 江戸時代や戦前の身分制度について、この書き方のままで良いでしょうか。

新A25-1 「士農工商」という言葉は、1990年代頃からこれは現実に施行された制度ではないと理解されるようになり、文科省検定済教科書から削除されました。また「皇族・華族」と並べて「爵位」が置かれているのも変です。ただ、身分制度がずっと続いてきたのは間違いありません。

新Q25-2 女性天皇や女系天皇を認めるかどうか大きな問題になっています。

新A25-2 日本にはこれまで8人の女性天皇がいましたが、その子孫が天皇になったことはありません。「愛子天皇」の誕生は女性差別の解消のためには一步前進かもしれませんが、「女系天皇につながる」として猛反対する人たちがいます。男系にこだわる人たちにとって、それは万世一系の崩壊、

王朝の交代に等しい事態だからです。

聖書にイエス・キリストの系図があり、男系をたどっています。ただイエスの弟や妹の子孫の系譜を問題にする人はいません。家族の信仰が子孫に継承されるのは喜ばしいことですが、それは今や「血」によるのではなく、聖霊の導きによるのです。

新Q25-3 天皇の訪問とか叙勲が問題になっていますが。

新A25-3 天皇を自分の利益のために利用しようとする人たちによって人権侵害が起こされます。そのため、天皇が善意で行ったことでさえ、あとに悪い結果を残すことがあるのです。天皇と国民また在日外国人との関係はどうあるべきか、根本から考え直してみることが必要です。

私は叙勲されても謝絶するつもりです。そもそも叙勲などされないでしようが。

朝鮮総督府の判決から見えるもの—国家の成り立ちと植民地支配の清算について—

東京告白教会信教の自由を守る日記念講演会、笹川紀勝氏の講演をお聴きして

小塩海平(東京告白教会長老、大会靖国神社問題特別委員会委員)

今年、韓国併合から 110 年を迎えます。みなさまは韓国の国家記録院に 1905 年の統監府時代から 1945 年の日本の敗戦までの 40 年間における各種刑事判決が保管されていることを御存じでしょうか。笹川紀勝先生は、6608 件に及ぶ膨大な判決の整理、分析を続けておられ、今回の講演では、その研究成果の最前線についてお伺いしました。

日本はポツダム宣言を受諾して朝鮮半島をはじめとする植民地支配を放棄するとともに、天皇制を存続させました。そのポツダム宣言の第 8 項に「カイロ宣言は履行されるべき」とあります。そしてカイロ宣言には「朝鮮ノ人民ノ奴隷状態ニ留意シ」(ヤガ)テ朝鮮ヲ自由且独立ノモノタラシムルノ決意ヲ有ス」という一文がありました。つまり日本がポツダム宣言を受け入れたということは、当然カイロ宣言の履行であったわけですから「朝鮮ノ人民ノ奴隷状態」を世界の前で認めたことを意味します。性奴隷とされた元「慰安婦」たちはもちろん、徴用工や捕虜監視員をふくめ、すべての人民が奴隷状態にあったというのです。

では、「朝鮮ノ人民ノ奴隷状態」とは何を指すのでしょうか。笹川先生は、その実態がどのようなものであったのかについて、6608 件の膨大な判決文の中から象徴的な判例を紹介して下さいました。

例えば、独立万歳を叫んだだけで懲役 6 ヶ月、独立宣言書の配布が懲役 1 年、明治天皇大喪時に喪章付着を拒否して懲役 4 ヶ月、「区長さん明日の朝の式には部落民を集めて並べさせて下袴を引き下ろして宮城遙拝をやりましょう」といったことが天皇不敬罪で懲役 1 年 6 ヶ月、「自分は日本国民ではなく韓国民であるから日本の天皇に用はない、帽子を脱がない」「(警官が)被告人の被っていた麦藁帽子を取り側の席の上に置くと被告人がそれを取って被った」ことで懲役 2 年の不敬罪、戦捷奉告祈願の祝詞奏上時に低頭せずズボンのポケットに手を突込み、祝詞の奏上が終わったときに二回舌打ちをしたかどで懲役 10 ヶ月など、極めて重い刑罰に処せられたことが紹介されました。「神社に祀る神は偶像だから神社参拝はすべきでない」との発言で懲役 1 年の不敬罪になった長老がいた

ことも紹介されました。

笹川先生は、ご講演の要点を以下の 3 点に纏められました。

第 1 に、朝鮮人を飢えで苦しめたこと、若い女性を虐げたこと、日本本土で差別と侮辱を経験させたこと、天皇制への服従は神社参拝や不敬罪と結び付けられていたこと、「志」願兵の名目で兵役を強制した欺瞞があったこと、警察では拷問が日常的に行われていたこと、日本人と朝鮮人の軋轢を引き起こす契機はいたるところにあり朝鮮人と日本人との間には刑事法適用に差別があったこと、総督府による日本語常用のように日本文化の強制があったこと、が判決文からあきらかです。

第 2 に、独立したからもはや苦悩が消えたといえるのでしょうか。そうではなく、むしろ苦悩は朝鮮人の心の奥深くに潜むと見なければなりません。そうであれば、日本の謝罪はそこまで届くものでなければなりません。いわゆる従軍慰安婦問題で日本政府は 10 億円を出して不可逆的に解決したといっても、判決で見ましたように、植民地支配は朝鮮人の全存在に及んで展開されましたから、朝鮮人の苦悩のひろがりや深さを思いますと根本的な謝罪と清算は不可欠です。

第 3 に、3・1にかかわる判決でも 3・1にかかわらない判決でも、民衆が朝鮮民族の独立を欲しその機会を待ち続けたことを示しているのはたしかです。この待望は 3・1が蒔いたデモクラシーによる国家形成の基盤に立つ韓国憲法の国民主権に結実すると考えます。その結果、国民が欲する政治が憲法を通して行われます。政治権力をもつものがその国民を思うように支配できる政治は 3・1の精神には沿わないに違いありません。日本人はこの韓国の政治の特徴を理解しなければ真実な和解は生れないのではないかと思います。

質疑応答の時間には、韓国の場合 3・1 独立運動を通して国民概念、国民意識が形成され、それがいまの韓国の憲法や国家観、政治に脈々と受け継がれていること、それに対して、日本ではいまだに主体としての国民概念も、国民そのものも形成されていないのではないかと語られました。

<ヤスクニ関連ニュース>

*コメントは報告者：古賀清敬

○「沖縄で戦死した朝鮮人遺骨 『故郷に帰す会』が発掘調査 日本・韓国・台湾から参加」

沖縄戦で死亡した朝鮮人の遺骨を発掘し、遺族への返還を目指す「県本部町健堅の遺骨を故郷に帰す会」などは9日、沖縄県本部町健堅の遺骨埋葬地で発掘作業を実施し、日本、韓国、台湾の若者ら100人余りが参加した。…同会によると、同地には1945年、渡久地港に停泊していた旧日本海軍所属の船「彦山丸」が米軍機に攻撃された際の犠牲者の遺骨が埋葬されており、14体のうち2体が朝鮮人と確認されている。(沖縄タイムス；2. 9)

○「動員朝鮮人名簿15人生存 松代大本営労働従事者の家族ら 韓国で確認」

太平洋戦争末期、松代大本営地下壕(ごう)(長野市)の建設工事に動員された朝鮮人の名簿と戸籍調査史料に記載された労働者家族のうち、少なくとも15人が韓国で生存していることが13日までに、信濃毎日新聞の調査で分かった。うち8人から、韓国で工事や当時の生活などに関する証言を得た。亡くなった人も含めると、名簿記載の少なくとも53人が実在したことも確認した。

名簿は、同地下壕を中心とする県内の労働現場に動員された朝鮮人とその家族計約2600人分。1945(昭和20)年8月の終戦後に帰国する際、工事事業者や警察署が作ったとみられる「朝鮮関係編纂(さん)」などで、創氏改名後の名前や本籍地、年齢が記載されている。…(信濃毎日；2. 14)

○「国が来月にも辺野古の計画変更を申請 軟弱地盤改良で 県は承認せず」

名護市辺野古の新基地建設を巡って、防衛省は軟弱地盤の改良工事を進めるための計画変更を3月にも県に申請する方向で調整に入った。…(琉球新報；2. 15)

○「辺野古70メートル以深 『調査必要ない』と河野防衛相」

名護市辺野古の新基地建設を巡って、河野太郎防衛相は14日の記者会見で、水面下70メートルより深い地盤が軟弱であることを示すデータが検出された問題について、改めてこの地点の地盤強度を

調べる試験を実施するかを問われ「必要ない」と答えた。「(防衛省が設置した)技術検討会でいろいろ検討していただいて、お墨付きを得ている」と説明した。(琉球新報；2. 16)

○「辺野古護岸、崩壊の恐れ指摘 専門家チームが独自試算」

米軍普天間基地の移設先、名護市辺野古沿岸部の埋め立て予定海域の一部で、約70mより深い海底の地盤が「軟弱」である可能性を示すデータが存在した問題で、独自に検証している専門家チームがこのデータを基に護岸の安定性を試算したところ、最悪の場合、崩壊する恐れがある結果が出たことが16日、分かった。

チームは、立石雅昭新潟大名誉教授を代表とする地質や地盤の専門家ら約10人で構成。海底が軟弱である可能性を示すデータが出た地点の付近で、国は「C1」護岸を造成する計画だ。立石氏によると、データをそのまま適用して試算した結果、C1が重みで崩壊する可能性があるという。(共同通信；2. 16)

○「市民6人を逮捕 刑事特別法違反の疑い 米海兵隊の北部訓練場に侵入」

県警は19日、国頭村と東村にまたがる米海兵隊北部訓練場に正当な理由なく侵入したとして、市民6人を刑事特別法違反容疑で逮捕した。関係者によると逮捕されたのは19日の早朝で、家宅捜索もあった。逮捕容疑は昨年11月ごろ、同訓練場に侵入した事実とみられる。県警は昨年12月、同訓練場に侵入したとして今回逮捕された市民とは別の6人を現行犯逮捕。使用していた車などを家宅捜索し、パソコンを押収するなどして捜査を続けていた。(沖縄タイムス；2. 19)

*公道からわずか数センチ、数メートル入っただけでもいきなり逮捕し、家宅捜索するという不当逮捕。これが沖縄を奴隷扱いしている現実である！県警に抗議の声を挙げ、権力犯罪の被害市民のために祈りましょう。

782号ヤスクニ通信 2020年3月8日

発行 日本キリスト教会

靖国神社問題特別委員会

発行人 古賀清敬、編集 小塩海平、

発行 芳賀繁浩(日本キリスト教会大会事務所)

<編集後記>戦争の事実を隠しても隠し切れず、修正してもごまかせない。事実に向き合う真実さが人間回復の要/不都合な事実にはフタをして「調査せず」未来に責任を取らない不遜さ/無名の一人ひとりの抵抗へのまなざしこそ神のみ旨。(K生)